

本庄市
子ども・子育て支援事業計画（案）

平成 年 月

本 庄 市

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所では、現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から、「本庄市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、就学前の教育・保育ニーズに対応するため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を旨とされており、この実現のため、本市においても「本庄市次世代育成支援地域行動計画」にかわり、子ども・子育て支援サービスのニーズ量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、市民や地域、教育・保育従事者、企業、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明確にするために「本庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとなっています。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本庄市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、本計画の策定にあたっては、本庄市総合振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。

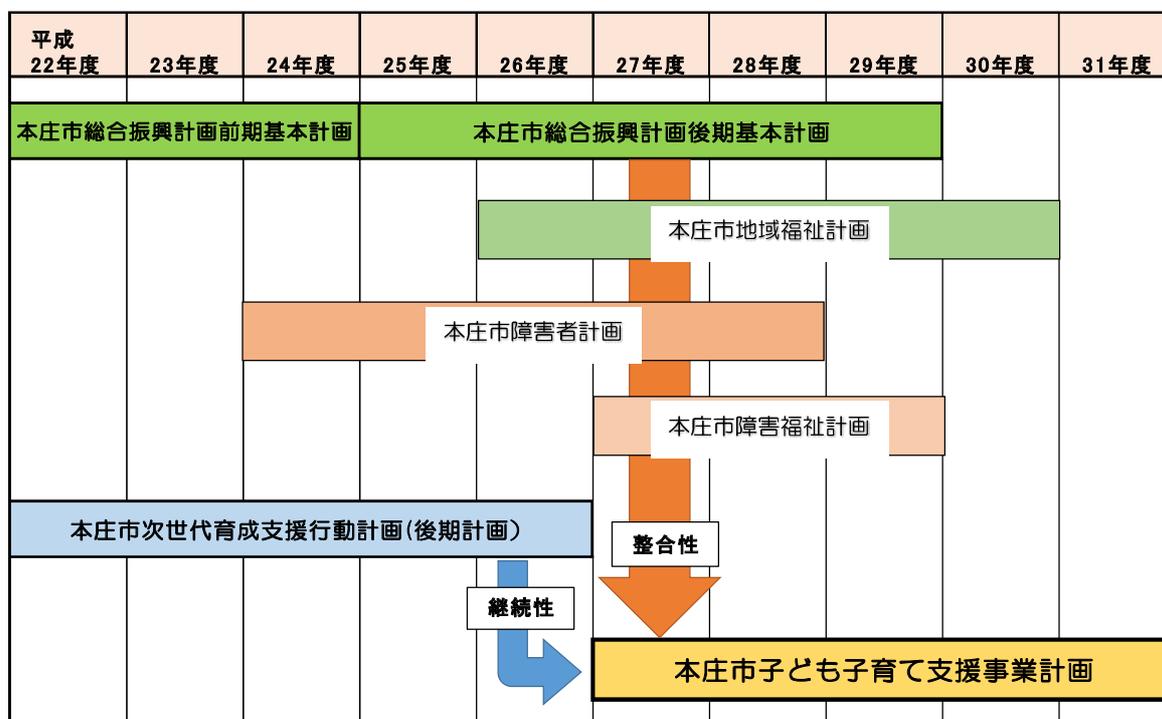
本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとします。

3 計画の整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、県の「(仮称)埼玉県子ども・子育て支援事業計画」及び既存計画の「本庄市総合振興計画後期基本計画」、「本庄市地域福祉計画」、「本庄市障害者計画」、「本庄市障害福祉計画」との整合性を図りながら策定するものです。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成 27 年度から平成 31 年度までを一期とした 5 年間の計画を策定することとします。



5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳以下の子どもを指します。

6 計画の策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議の設置

本計画は、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「本庄市子ども・子育て会議」において意見を伺い策定いたしました。

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の設置

子育て支援課を中心に庁内の関係部局職員により構成された「本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会」において、計画策定に必要な事項に関して検討を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」を実施しました。

■調査時期 平成25年10月11日～10月31日

■調査方法 幼稚園・保育園・小学校・子育て支援センターを通して配布、回収。一部郵送による回収。

■発送数及び回収数

対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	1,300件	951件	73.2%
小学校児童のいる家庭	1,200件	995件	82.9%
合計	2,500件	1,946件	77.8%

7 基本理念

- ・安心して子どもを産み育てることができる支援体制の構築
- ・子どもが 親が 地域が 支え合い とともに育つ本庄市

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立って、子どもの発育と成長が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び基準のものとする必要があります。

また、子ども・子育て支援とは保護者の育児を肩代わりするものではありません。保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会、行政が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる体制を築くことです。

さらに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うことにより「市民の子育て参加率日本一のまち」を目指します。

8 基本的視点

■計画推進において重視すべき視点

(1) 安心して生み育てられる環境づくり

次代を引き継ぐ世代を育てることの重要性を認識し、子どもをもちたいと願う人が増えることは望ましいことです。

そこで、結婚する・しない、子どもをもつ・もたないは、個人の生き方や価値観に深く関わる問題であり、個人の自由な選択に委ねられるべきものであることに留意しつつ、様々な社会的、経済的、または心理的な制約のために子どもをもてないという状況の改善を目指し、男性の子育て参加推進をはじめ、子育てに関する不安や負担感が軽減され、子育ての楽しさを感じられるような、安心して生み育てられる環境づくりを進めます。

(2) 若い世代の自立支援

少子化、都市化、情報化等の社会環境の変化や生活スタイル等の価値観の多様化など、社会全体が大きく変化し、大人のみならず子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。

このような中、自信をもって自己を確立し、大人として自立することが困難な青少年も多く、その結果、若年層で結婚への尻込み、子どもをもつことへの消極的な意識が高まっているといわれています。地域で生活することの喜びを享受し、子どもを生み育てることの大切さを学びながら成長できる環境づくりを目指します。

(3) 地域の子育て参加

家庭は社会としての最小単位であり、子育ての最も基本的な場でもあります。

したがって、子育て家庭に対して、「子育ての原点が家庭にある」ということの認識が高まるよう促すとともに、健全な家庭づくりに向けた支援体制の整備を進めます。

また、家庭は地域社会と深い関わりをもっており、子どもは地域社会から影響を受けて生活していることから、地域全体が子育てに関わっていく気運の高揚とシステム作りに取り組んでおり、地域ぐるみでの子育てをさらに推進します。

9 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援の推進にあたっては、次世代育成支援行動計画で定めた総合的な子育て支援施策を継承し、教育、福祉分野はもとより、保健、都市環境、商工労政等の子どもと子育て家庭にかかわる関連分野が連携して取り組んでいきます。

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育ての支援

- ① 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進
- ③ 子育て支援のネットワークの充実

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の支援体制の充実
- ③ 障害児施策の充実

(3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療支援の充実

(4) 豊かな心を育む教育環境の整備

- ① 親の学習推進
- ② 児童の健全育成
- ③ 子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

(5) 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- ② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進
- ③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

10 計画の構成

※基本理念・基本方針確定後に作成

第2章

本庄市の現状

第2章 本庄市の現状

1 人口

(1) 年齢3区分別人口の推移

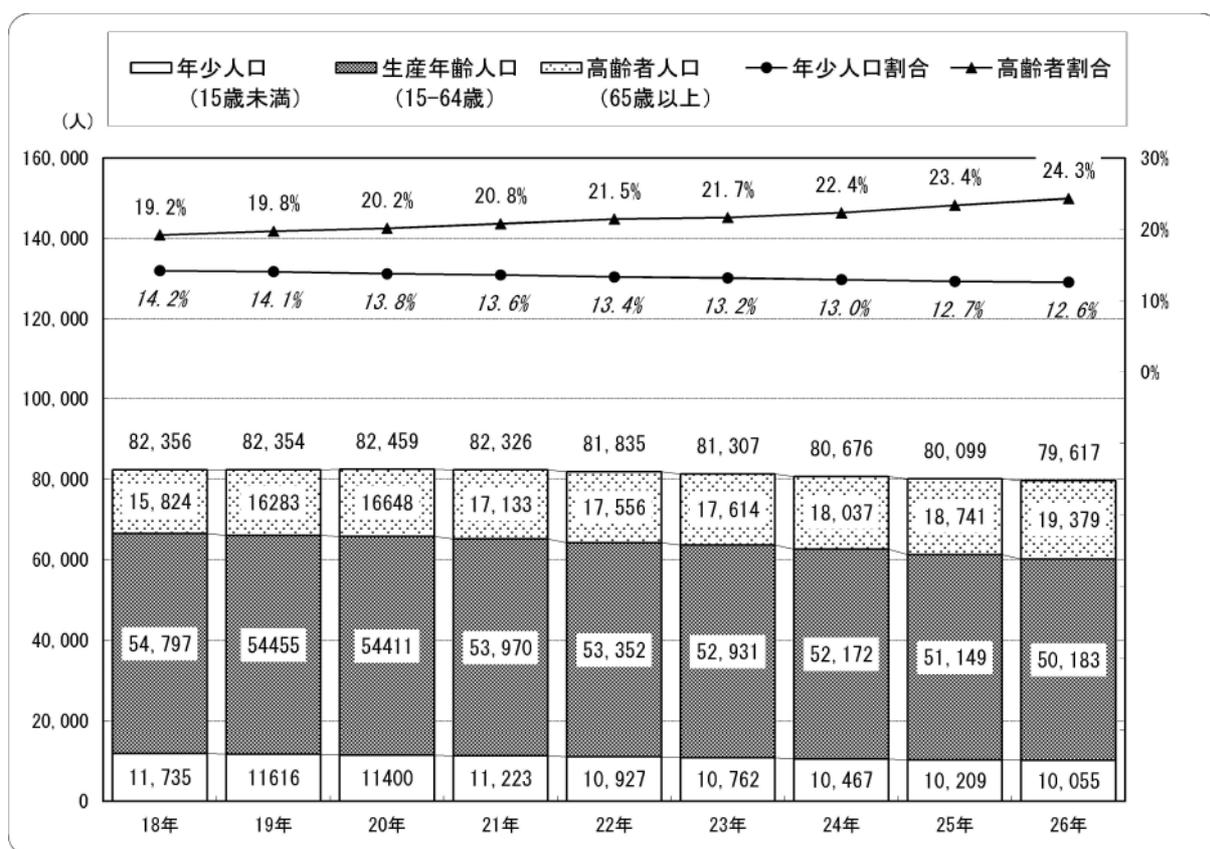
平成26年4月1日現在の総人口は79,617人となっています。

平成18年以降の総人口は、減少傾向で推移しており、18年から26年まで減少数を平均すると毎年約340人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は年少人口と生産年齢人口は減少傾向で、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別の18年から26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約210人、生産年齢人口が約510人の減少で、高齢者人口が約450人の増加となっており、少子化、高齢化の進行が急激に進行しています。

■人口推移と年少人口・高齢者割合の推移



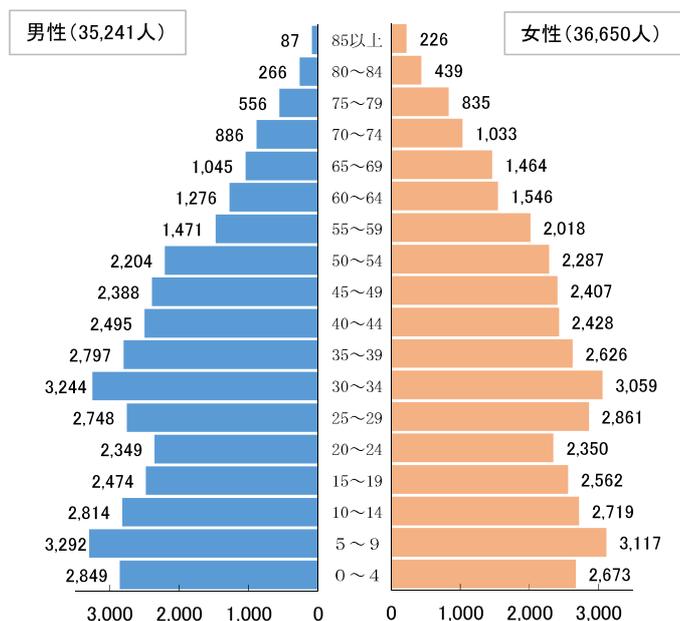
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 人口構成

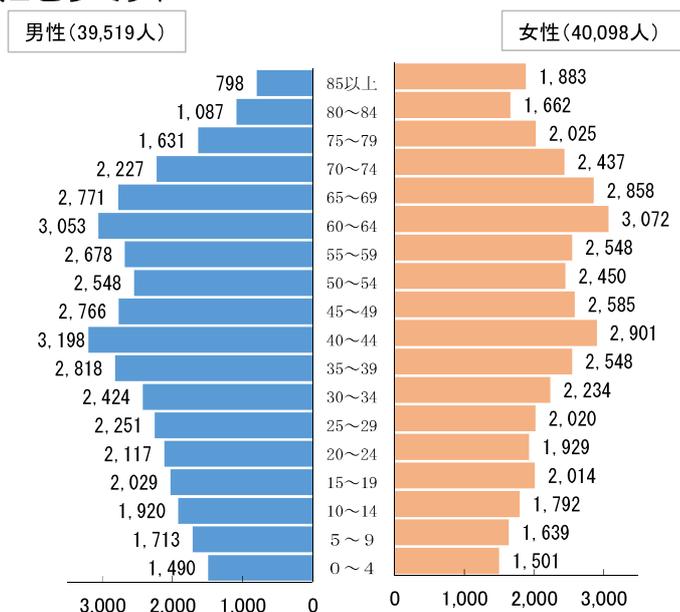
5歳ごとの年齢階級別人口構成を昭和54年と平成26年を比較すると、昭和54年は子どもの割合が多く、高齢者の割合が少ない「釣り鐘型」を形成しており、今後人口が増加する構造となっています。

一方、平成26年は子どもの人口が少なく、高齢者の割合が多い「つぼ型」を形成しており、人口が今後減少する構造となっています。

■昭和54年の人口ピラミッド



■平成26年の人口ピラミッド

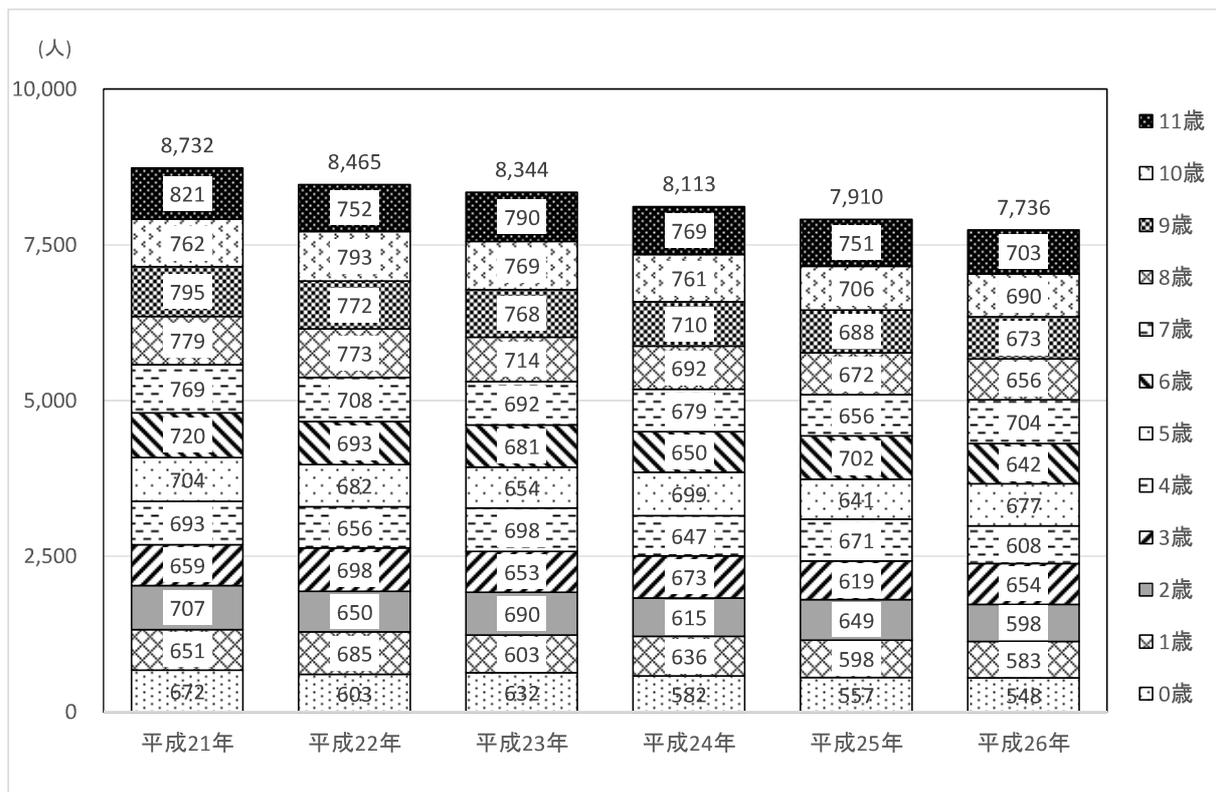


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 児童数の推移

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は毎年減少しており、平成26年は7,736人と平成21年と比較して約1,000人減少しています。毎年約200人の減少となっています。

■ 11歳以下の児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 世帯数の推移

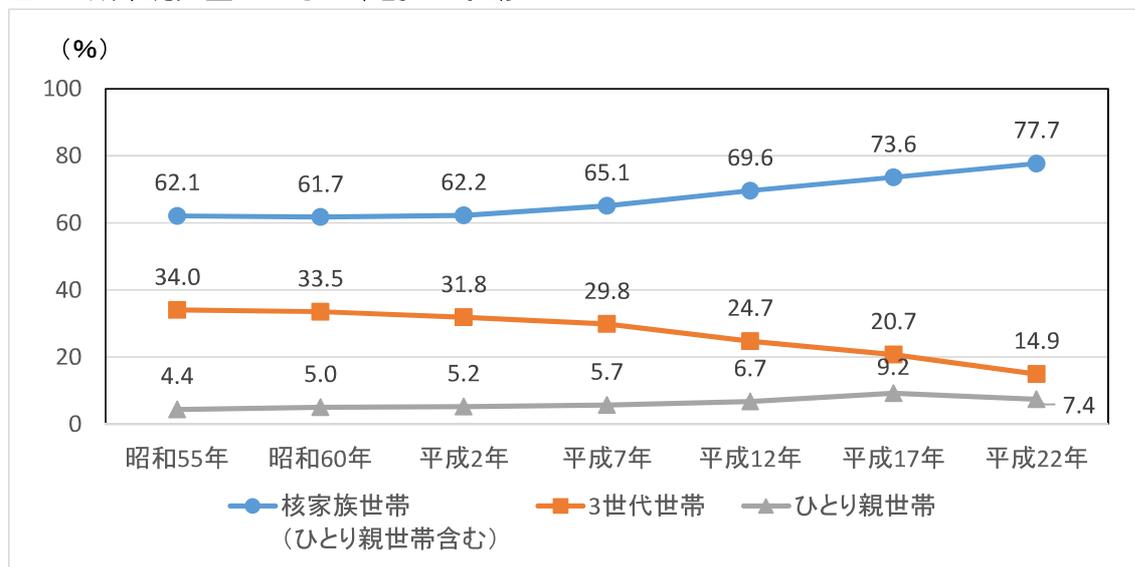
18歳未満の子どもがいる世帯の中で、核家族世帯（ひとり親世帯含む）の割合は、増加傾向で推移し、平成22年では77.7%を占めています。

3世代世帯は減少傾向で推移しています。

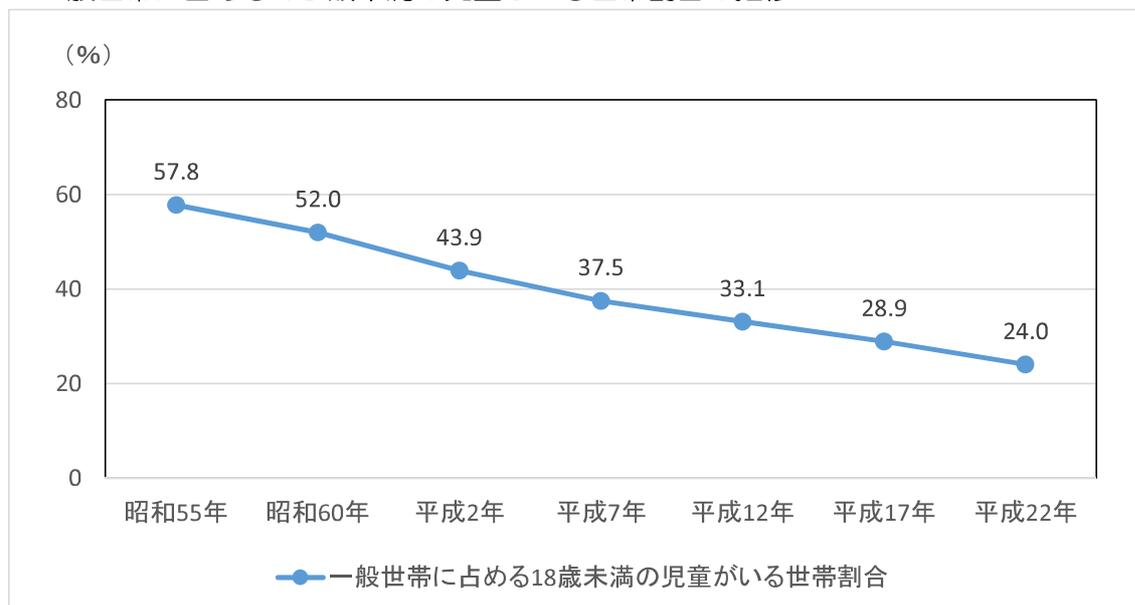
ひとり親家庭は平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年は減少へと転じましたが、依然として高い数値となっています。

また、一般世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、減少傾向で推移し、平成22年には24.0%となっており、子どものいる世帯は4世帯に1世帯以下になっています。

■ 18歳未満児童がいる世帯割合の推移



■ 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移

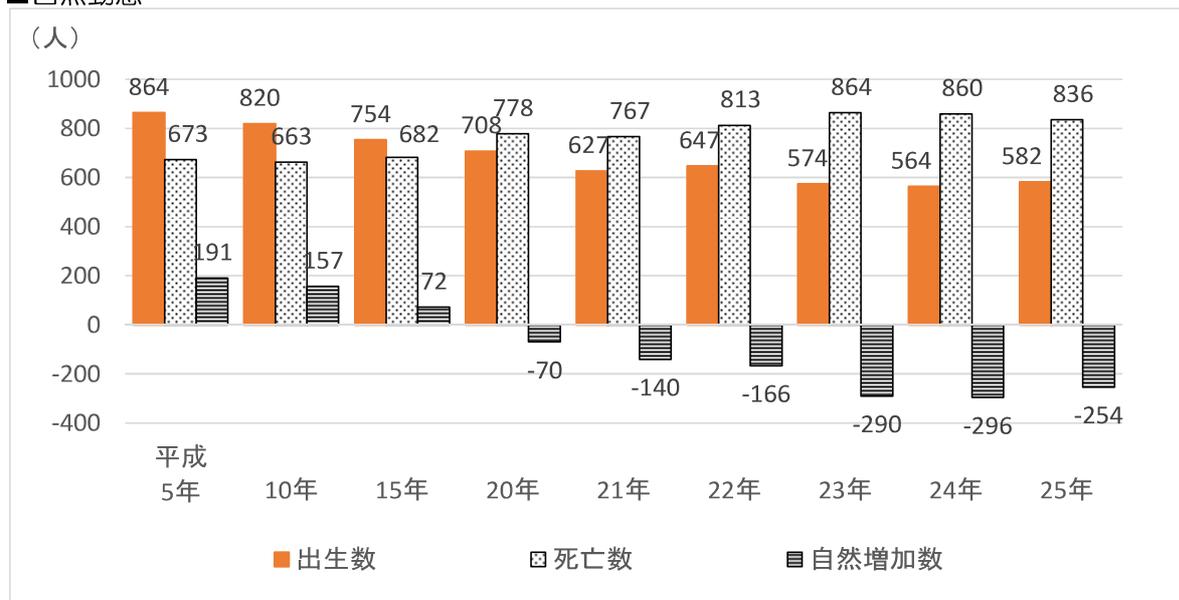


3 人口動態の推移

出生数から死亡数を減算することによる人口の自然動態を見ると、平成20年に死亡数が出生数を上回り、20年以降の自然増加数はマイナスで推移しています。

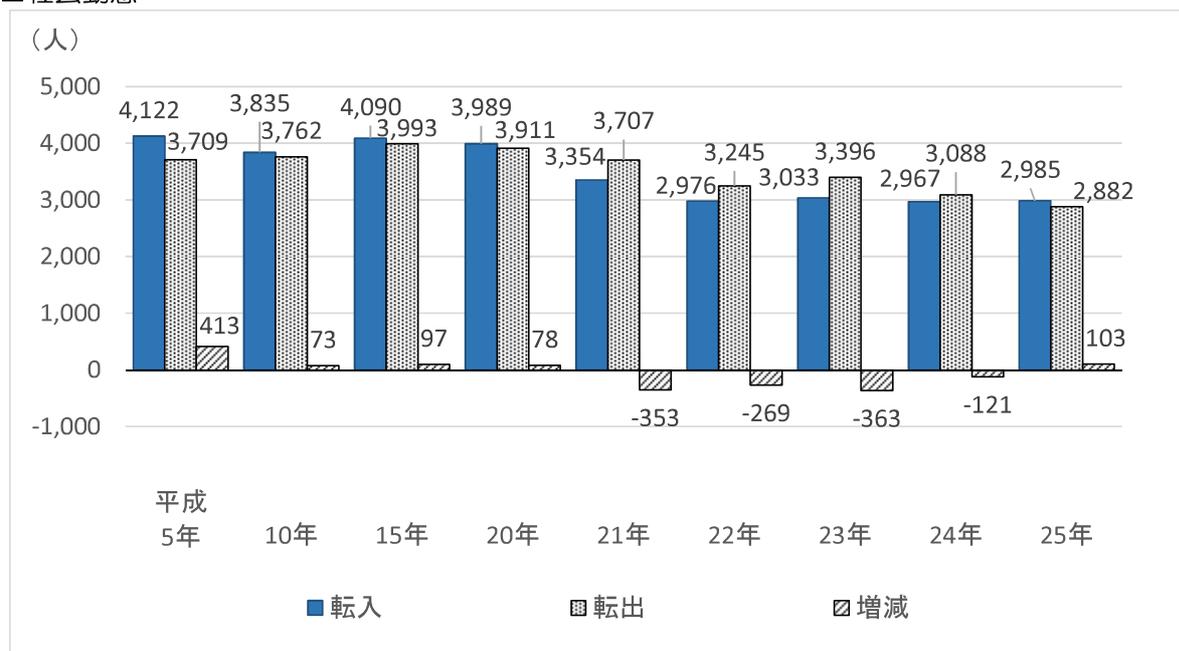
転入数から転出数を減算することによる人口の社会動態では、21年から転入数を転出数が上回り、マイナスで推移していましたが平成25年は逆転し、プラスに転じています。

■自然動態



資料：住民基本台帳

■社会動態



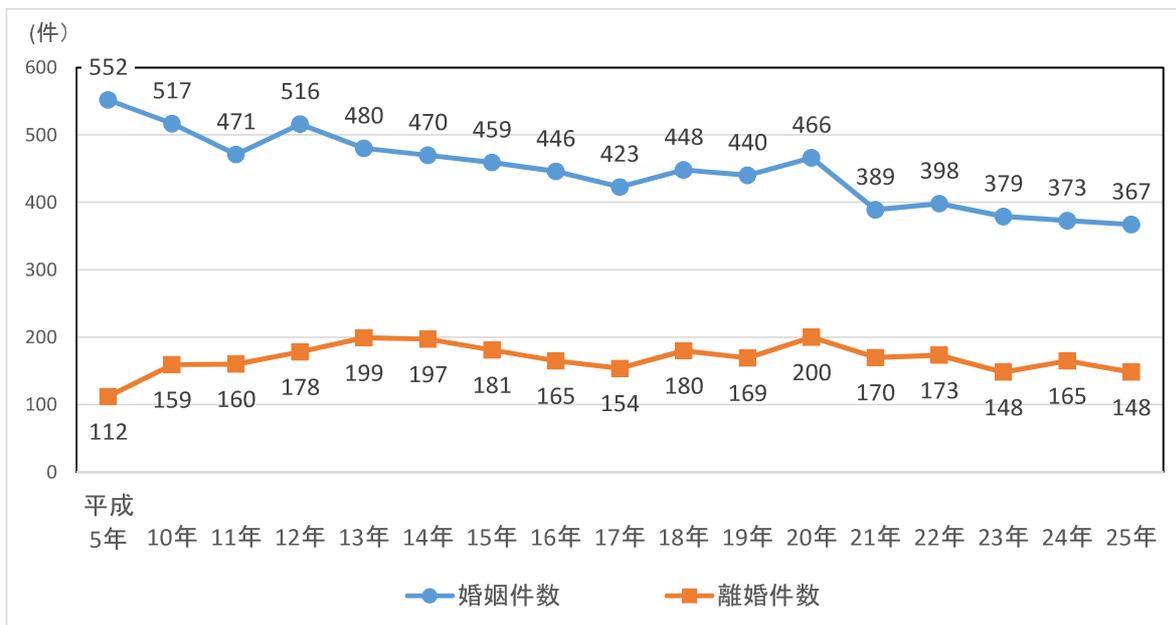
資料：住民基本台帳

4 婚姻、離婚件数の推移

婚姻件数は減少傾向で推移しており、平成25年は367件と平成5年以降で最も少ない件数となっています。

離婚件数は毎年100件を超えていて、平成20年の200件をピークに21年以降は横ばい傾向で推移しています。

■婚姻・離婚件数の推移



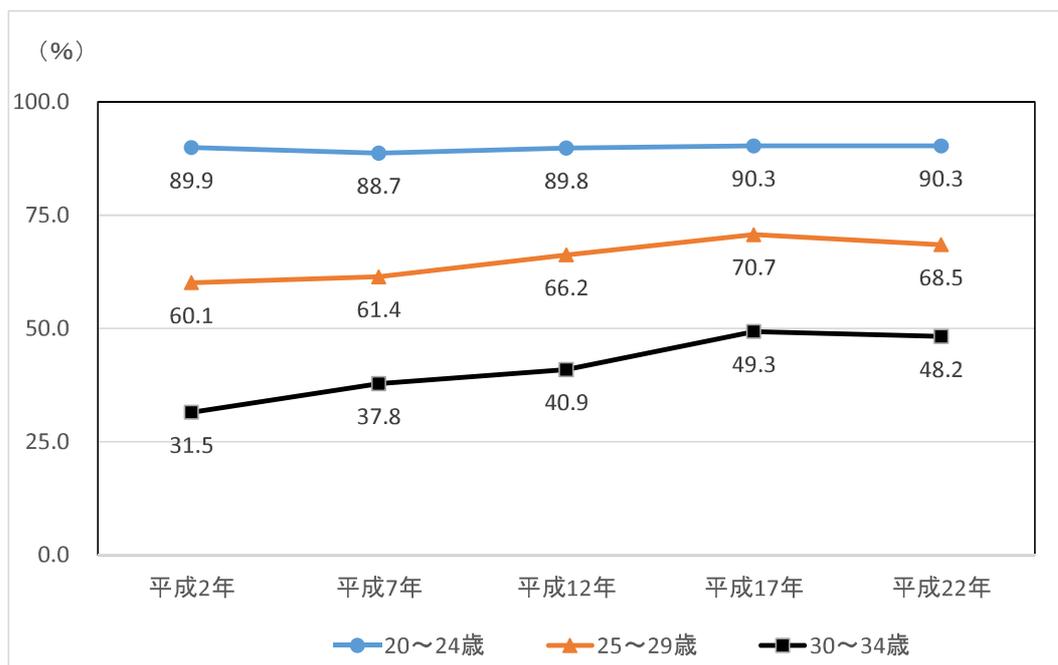
5 未婚率の推移

未婚率の状況を見ると、各年齢層とも増加傾向で推移しています。

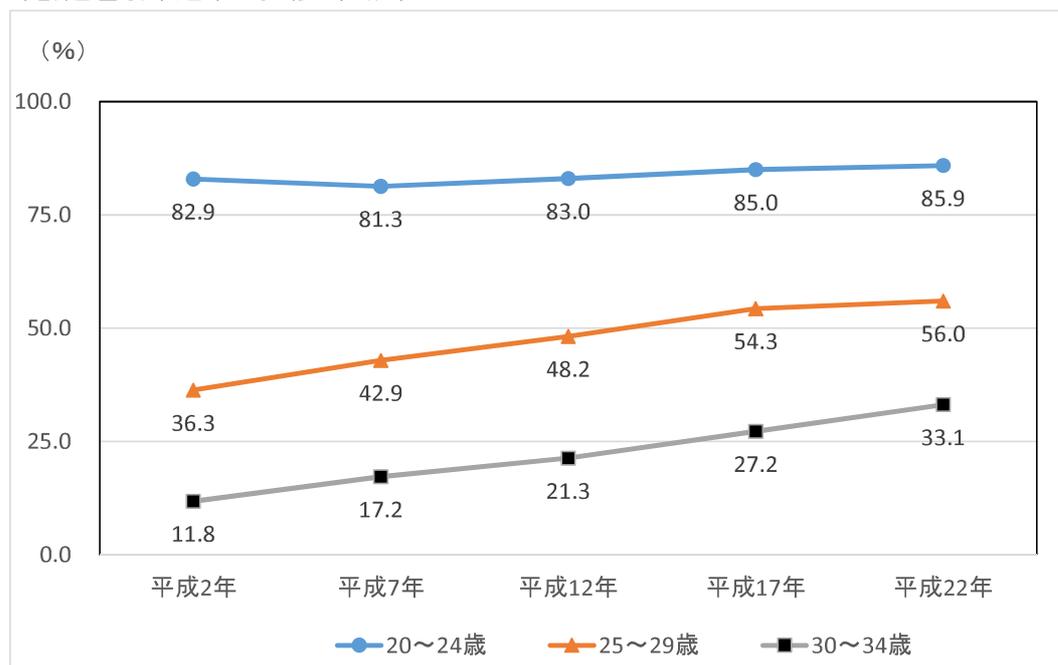
男性では、20～24歳が90%台で推移し、特に高くなっています。

女性では各年齢層とも増加傾向となっておりますが、特に25～29歳、30～34歳の未婚率の数値が右肩上がりであるのが顕著にあらわれています。また、未婚率を男性と比較すると低いものの非婚化、晩婚化が進行しています。

■年齢階層別未婚率の推移（男性）



■年齢階層別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

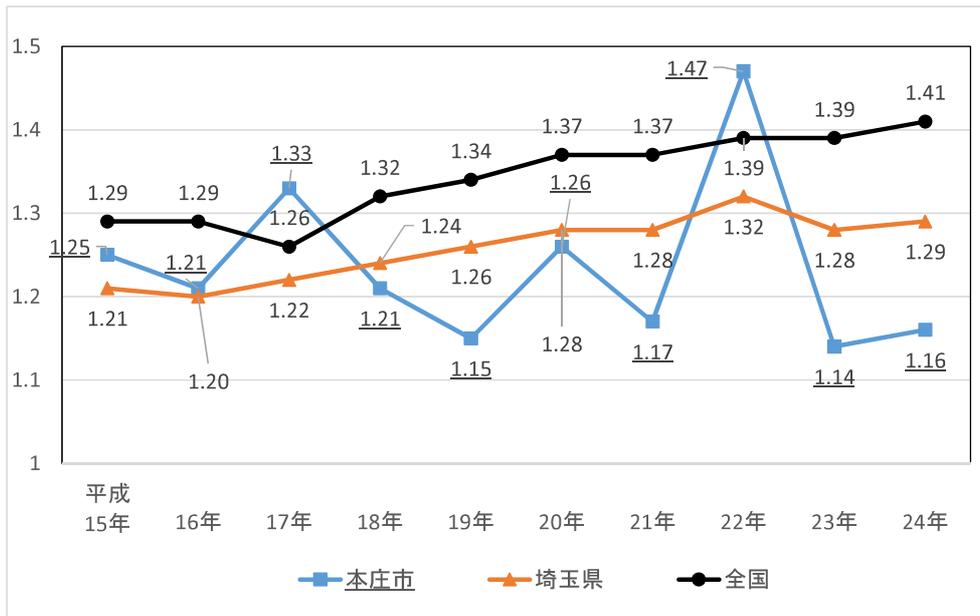
6 出生数の推移

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数です。

国や県は緩やかに増加傾向で推移していますが、本庄市は増加と減少を繰り返す状況です。とはいえ、全国と比べると低い数値といえます。

■合計特殊出生率の推移



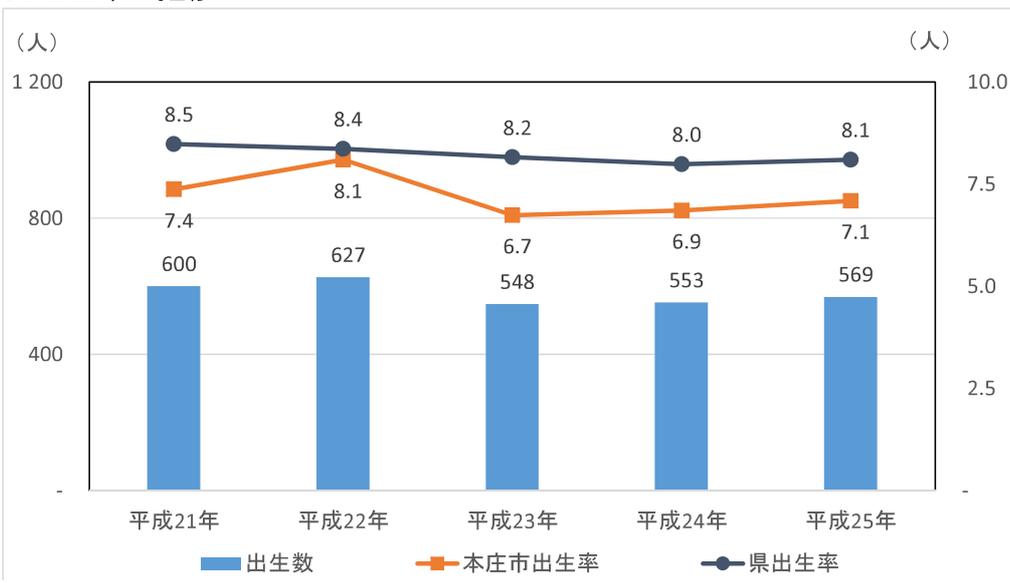
資料：健康推進課

(2) 出生数と出生率の推移

出生率は人口1000人当たりの年間の出生児数の割合です。

出生数は横ばいで推移しており、出生率は県平均を1人程度下回り推移しています。

■出生数と出生率の推移



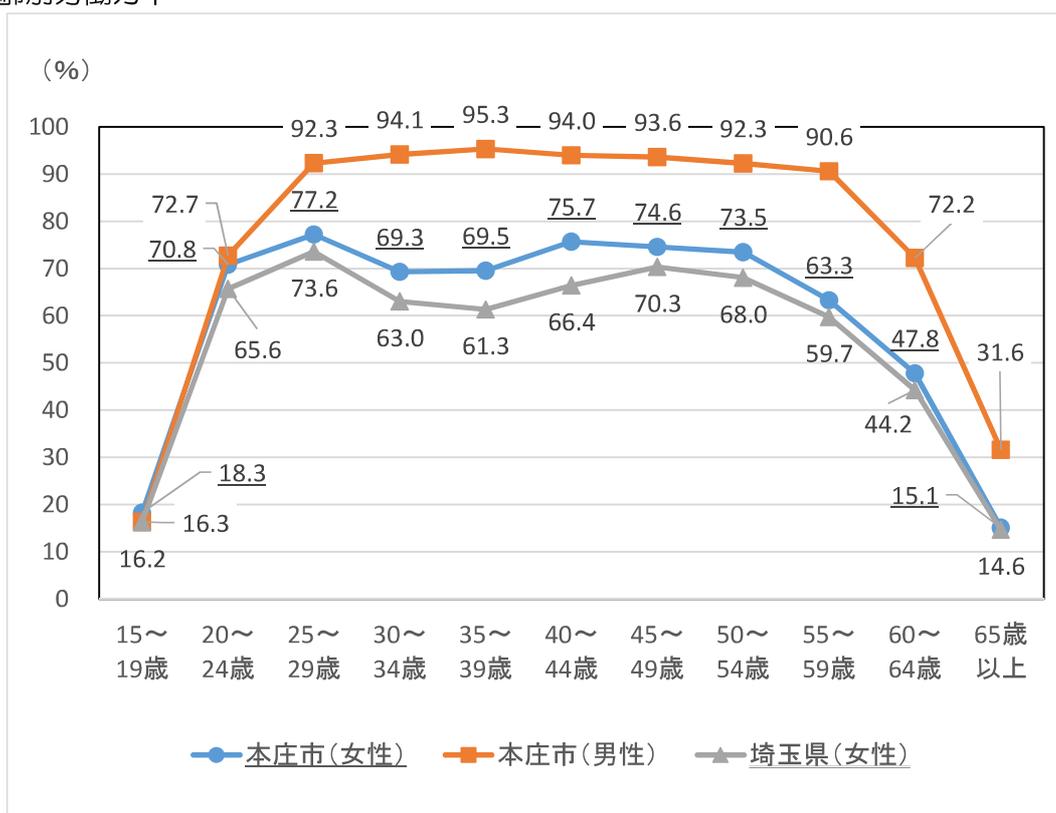
資料：市民課

7 男女の就労状況

女性の労働力率をみると、20歳代後半から落ち込んでおり、M字型曲線を形作っていますが、県平均と比較すると、各年齢層ともに上回り、M字型曲線は浅いものになっています。

我が国では、結婚、出産、子育て期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字型曲線を描くことが知られています。

■年齢別労働力率



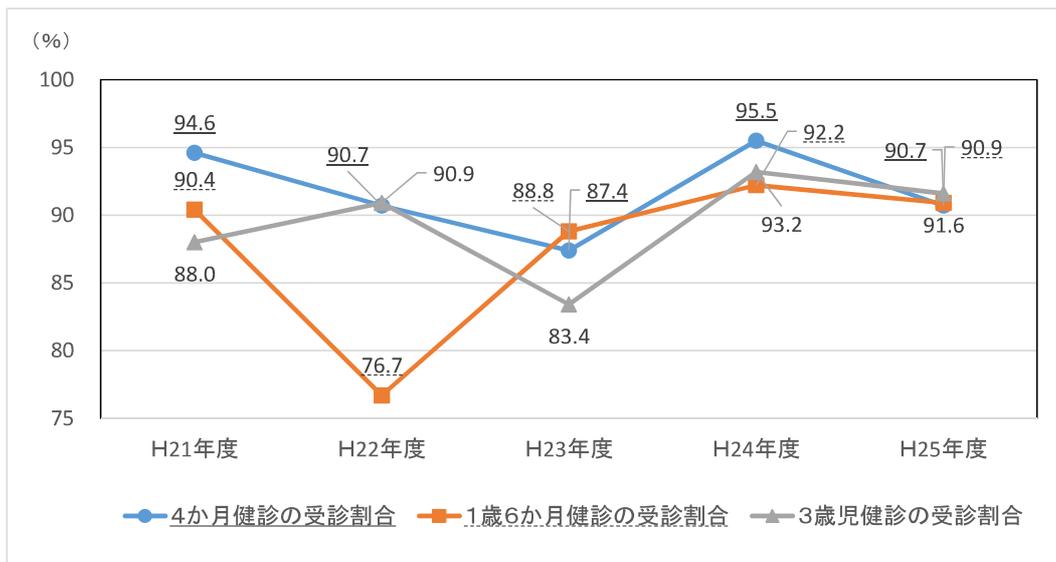
資料：平成22年国勢調査

8 乳幼児健康診査受診率の推移

「4か月健診」、「1歳6か月健診」、「3歳児健診」の受診率は、ほぼ80%以上となっています。

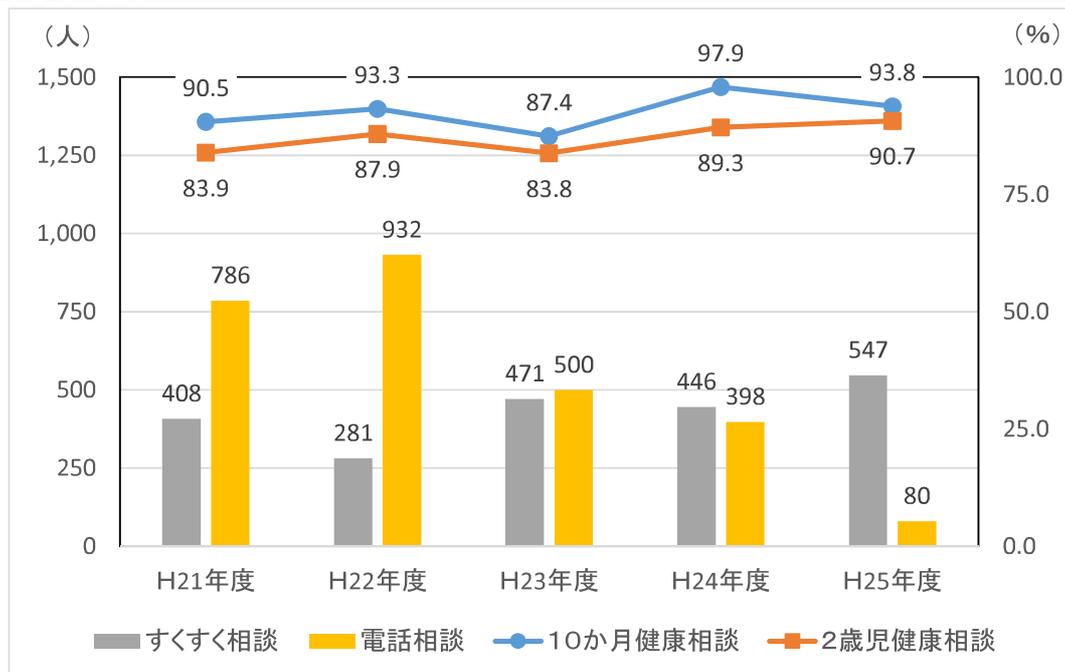
また、「10か月健康相談」、「2歳児健康相談」の相談件数は80%以上となっています。

■乳幼児定期健診等の受診率の推移



資料:健康推進課

■各種相談の推移



資料:健康推進課

9 子育て関連施設の状況

市内の子育て関連施設は以下のとおりです。

■子育て関連施設一覧

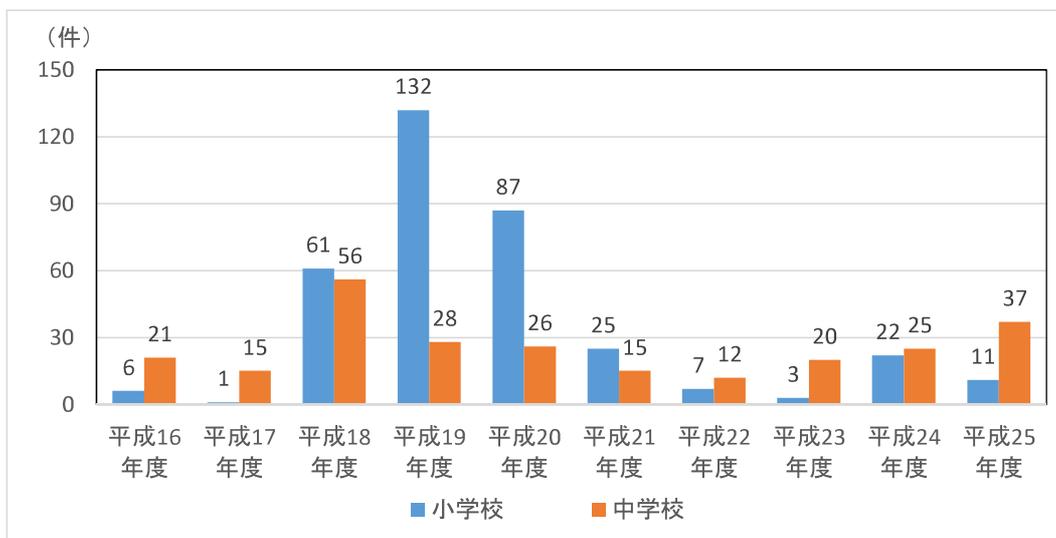
No.	施設	箇所数
1	子育て支援センター	5
2	保育園(公立4・私立17)	21
3	幼稚園	8
4	小学校	13(休校中1)
5	中学校	4
6	児童センター	2
7	学童保育所(公営公設4・民設民営15)	19
8	図書館	2

10 児童虐待・いじめ等の状況

本市のいじめ認知件数の推移をみると、小学校は平成19年度をピークに減少傾向で推移していましたが平成24年増加に転じています。中学校は平成18年をピークに減少していましたが、平成23年度以降増加傾向で推移しています。

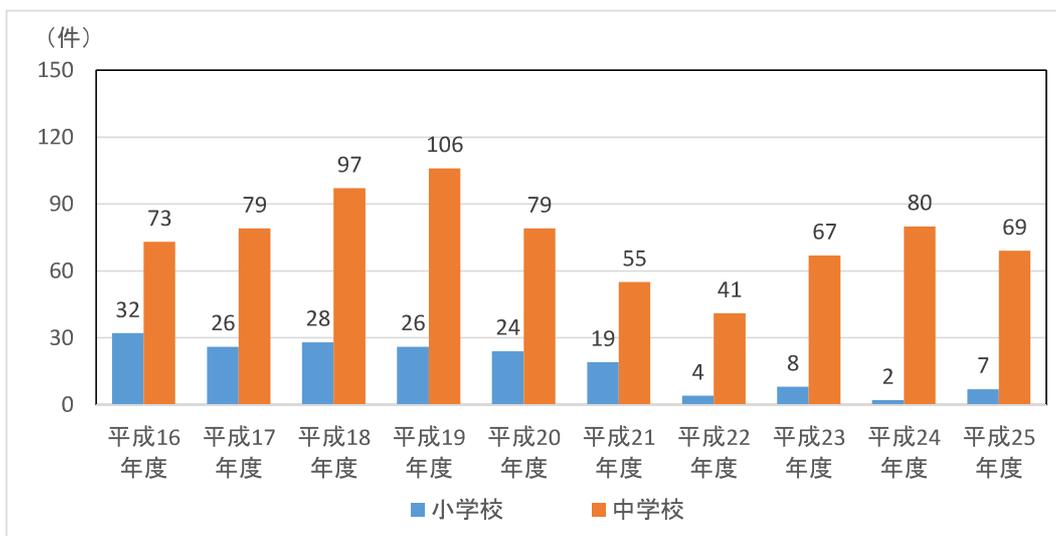
不登校児童生徒数は、小学生は減少傾向となっていますが、中学生は平成23年度以降増加傾向で推移しています。

■いじめ認知件数の推移



資料：学校教育課

■不登校児童生徒数件数の推移



資料：学校教育課

第 3 章

次世代育成支援行動計画の総括と今後の課題

第3章

次世代育成支援行動計画の総括と今後の課題

1 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援事業計画の基本目標別に基本施策の実施状況について以下の評価を行います。各事業の評価は事業の実施担当課が行っています。

評価方

1. 各事業の達成度を評価します。
(良好：A、おおむね良好：B、改善が必要・未実施：C)
2. 基本施策の達成度を評価します。
(A評価の事業数の割合が80%以上：A、50%以上80%未満：B、50%未満：C
ただし、C評価の事業がある場合は、基本施策の評価は1段階下げるものとする)

(1) 基本目標1 地域における子育て支援

地域における子育て支援の事業数は66でした。
各基本施策の達成状況は以下のとおりとなっております。

基本目標1 地域における子育て支援		
基本施策	事業数	達成状況
① 地域における子育て支援サービスの充実	15	A
② 仕事と生活の調和の推進	19	B
③ 子育て支援のネットワークの充実	2	A
④ 児童虐待防止対策の充実	6	A
⑤ ひとり親家庭等の支援体制の充実	8	A
⑥ 障害児施策の充実	16	B

■現状と課題

多様な子育て支援ニーズがあるなか、事業の認知度が低いために利用率が低い事業、また、認知度は高いが利用率が低い事業があります。事業のPRとともに、利用者の利便性向上につながる実施方法の実施について検討する必要があります。

■今後の取組

事業のPRに努めるとともに、保護者や子どもにとってより利用しやすい事業となるよう、利用条件・実施方法等について検討します。また、保護者や子どもに対して、学校教育・保育

や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を新たに実施します。さらに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めます。

(2) 基本目標2 親と子の健康確保及び増進

親と子の健康確保及び増進の施策数は18でした。

各基本施策の達成状況は以下のとおりとなっております。

基本目標2 親と子の健康確保及び増進		
基本施策	施策数	達成状況
① 子どもや母親の健康の確保	7	A
② 「食育」の推進	2	A
③ 思春期保健対策の充実	2	A
④ 小児医療の充実	7	A

■現状と課題

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、孤立による不安や負担を感じながらの子育てにならないよう、孤立化を防ぐための対応が必要です。また、小児医療に関する休日や夜間の救急医療体制の充実が望まれています。

■今後の取組

子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられるよう各種健診・相談事業を継続するとともに、さらなる事業の充実を図ります。また、乳幼児の健康を守り、安心して育児ができるよう、小児医療体制の充実を図ります。

(3) 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の施策数は38でした。

各基本施策の達成状況は以下のとおりとなっております。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		
基本施策	施策数	達成状況
① 次代の親の育成	1	A
② 児童の健全育成	11	B
③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	15	A
④ 家庭や地域の教育力の向上	10	A
⑤ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	A

■現状と課題

時代の変化とともに家族に期待される役割も変化しており、また、家族がそれぞれ個別に行動する時間が多くなっています。しかし、子どもが豊かな心を育み、心身ともに健全に成長していくためには、家族とのかかわりや家庭での教育が大変重要な役割を担っており、家庭教育への支援の充実が必要となっています。

■今後の取組

親の学習等を通じて、家庭における教育・子育て力の向上を支援するとともに、家庭・学校・地域・行政における連携・協力のもと豊かな心を育む教育環境を整備します。

(4) 基本目標4 安全・安心まちづくりの推進

基本目標4 安全・安心まちづくりの推進の施策数は27でした。
各基本施策の達成状況は以下のとおりとなっております。

基本目標4 安全・安心まちづくりの推進		
基本施策	施策数	達成状況
① 良質な住宅及び良好な居住環境の確保	9	B
② 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進	10	B
③ 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進	6	B
④ 被害に遭った子どもの保護の推進	2	A

■現状と課題

子どもの安全を守るため、地域ぐるみでの協力体制や登下校等の通行時や子どもの遊び場における安全性の確保が求められています。

■今後の取組

子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。関係機関と連携して防犯体制の充実に努め、防犯パトロールや地域の防犯活動を支援していきます。また、バリアフリー工事等の実施により通行時の安全性の確保に努めます。

第4章

//////教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

第4章

教育・保育提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育提供の考え方

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育の区域設定です。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■目的および区域の設定の考え方

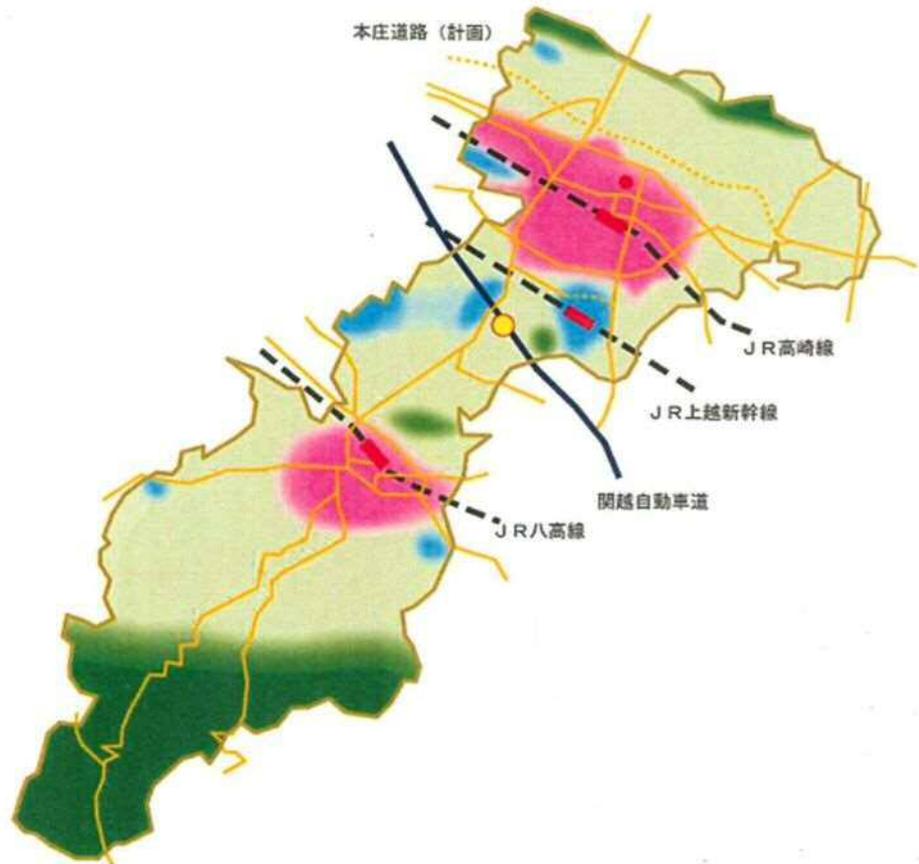
	目 的	内 容
1	提供区域	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の」保」を定する単位としての区域設定
2	設定の考え方	地条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用、教育・保育を提供するための施設の整備の、その他の条件を総合的に勘案。保者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
3	国が示している区域イメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて設定

(2) 市内の教育・保育の施設状況

本市の教育・保育施設は以下の状況となっています。

■施設名一覧（小学校）

- 1 本庄東小学校
- 2 本庄西小学校
- 3 藤田小学校
- 4 仁手小学校
- 5 旭小学校
- 6 北泉小学校
- 7 本庄南小学校
- 8 中央小学校
- 9 児玉小学校
- 10 金屋小学校
- 11 秋平小学校
- 12 共和小学校
- 13 本泉小学校
(休校中)



■施設名一覧（中学校）

- ① 本庄東中学校
- ② 本庄西中学校
- ③ 本庄南中学校
- ④ 児玉中学校

■施設名一覧（幼稚園）

- ・本庄旭幼稚園
- ・本庄幼稚園
- ・本庄西幼稚園
- ・本庄東幼稚園
- ・本庄青葉幼稚園
- ・本庄すみれ幼稚園
- ・若泉幼稚園
- ・児玉桜井幼稚園

■施設名一覧（保育園）

- ・いずみ保育所
- ・藤田保育所
- ・旭保育園
- ・本庄保育園
- ・こざくら保育園
- ・若草保育園
- ・梅花保育園
- ・日の出保育園
- ・みどり保育園
- ・聖徳本庄保育園
- ・小島南保育園
- ・北泉保育園
- ・たんぽぽ保育園
- ・ほほえみ子どもの国保育園
- ・久美塚保育所
- ・金屋保育所
- ・秋平さくら保育園
- ・児玉保育園
- ・西光保育園
- ・西光第二保育園
- ・共和梅花保育園

(3) 本市が定める教育・保育提供区域

本庄市は、教育・保育の区域設定を本庄駅や児玉駅を中心に市街地が形成されていることや本庄早稲田駅周辺地域において新たな拠点地域が形成されていること、また、東西に延びる鉄道（JR 高崎線）で分割した生活圏などの地域特性を考慮し、市全域を3区域に設定します。

※この提供区域は、サービスの提供体制の確保内容等を定める単位であり、区域を超えての利用を制限するものではありません。

教育・保育提供の3圏域



(4) 圏域別小学校・中学校

①高崎線以北地域

小学校が5校、中学校が2校となっています。



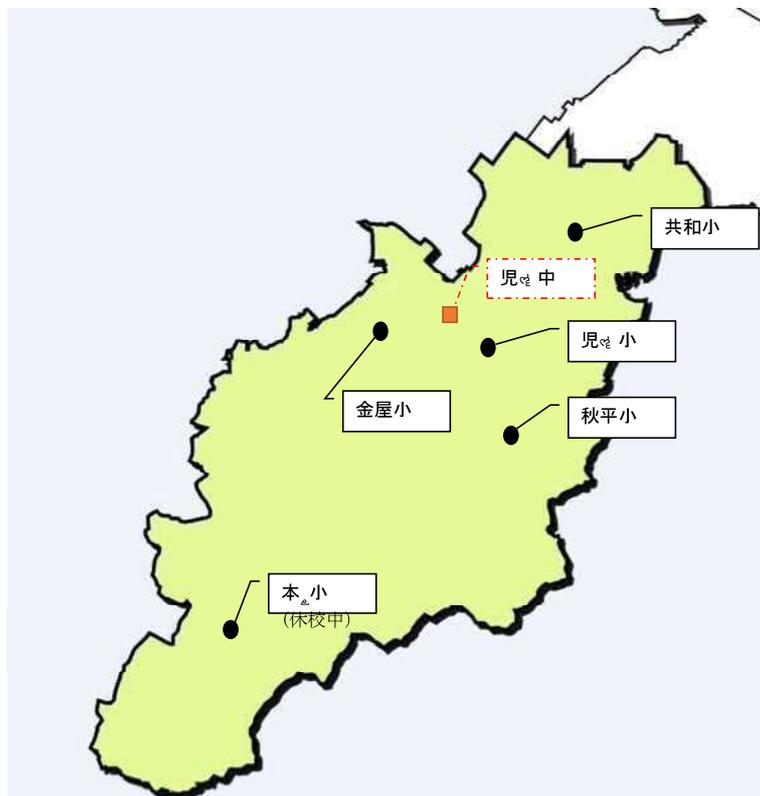
②高崎線以南地域

小学校が2校、中学校が1校となっています。



③児玉地域

小学校が5校、中学校が1校となっています。



(5) 3圏域別教育・保育施設の状況

① 高崎線以北地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学保育	保育所による一時預かり・定保育
定員	580	51	485	319	45	10
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	420	580	6	80	160	

② 高崎線以南地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学保育	保育所による一時預かり・定保育
定員	725	75	545	260	15	26
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	305	725	無し	105	175	

③ 児域地域

施設・事業	保育所	認可外保育施設	幼稚園	放課後児童クラブ	幼稚園による学保育	保育所による一時預かり・定保育
定員	610	10	105	283	無し	40
施設・事業	幼稚園による長時間預かり保育	延長保育事業	病児・病後児保育	地域子育て支援拠点事業	幼稚園による子育て支援事業	
定員	80	610	無し	125	30	

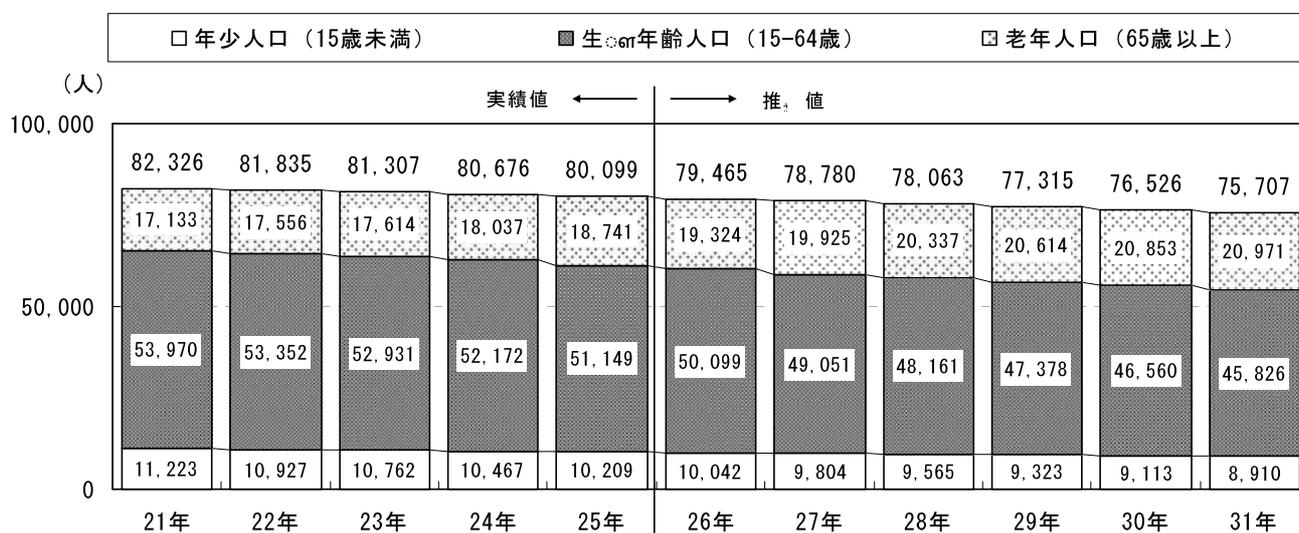
2 人口推計

(1) 人口推計

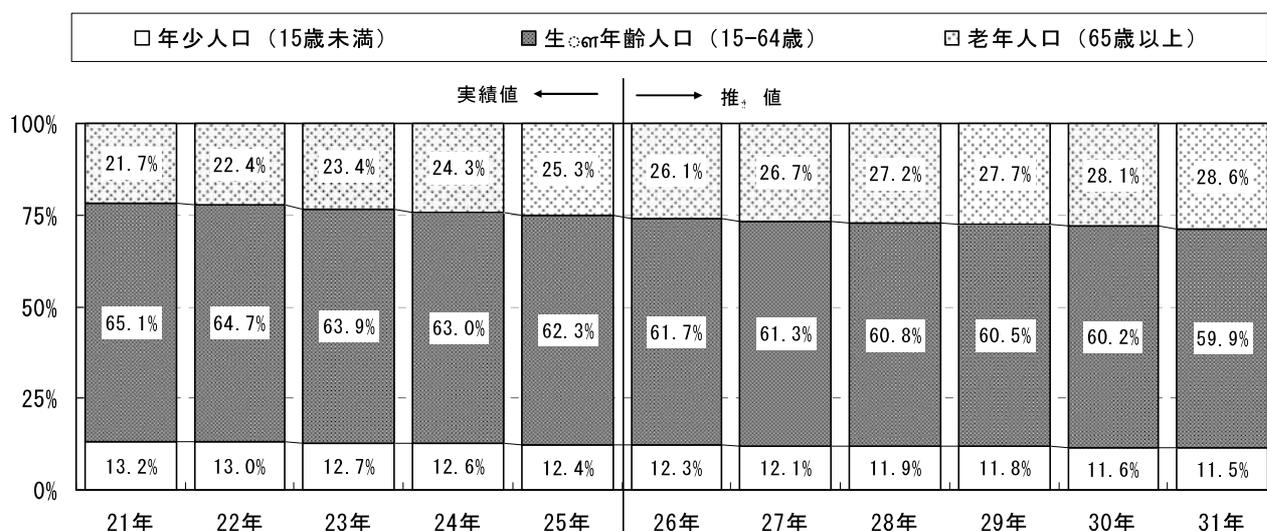
人口推計は、平成21年から平成25年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には75,707人となると推計しています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.5%と見込まれます。

■人口3区分別の推移



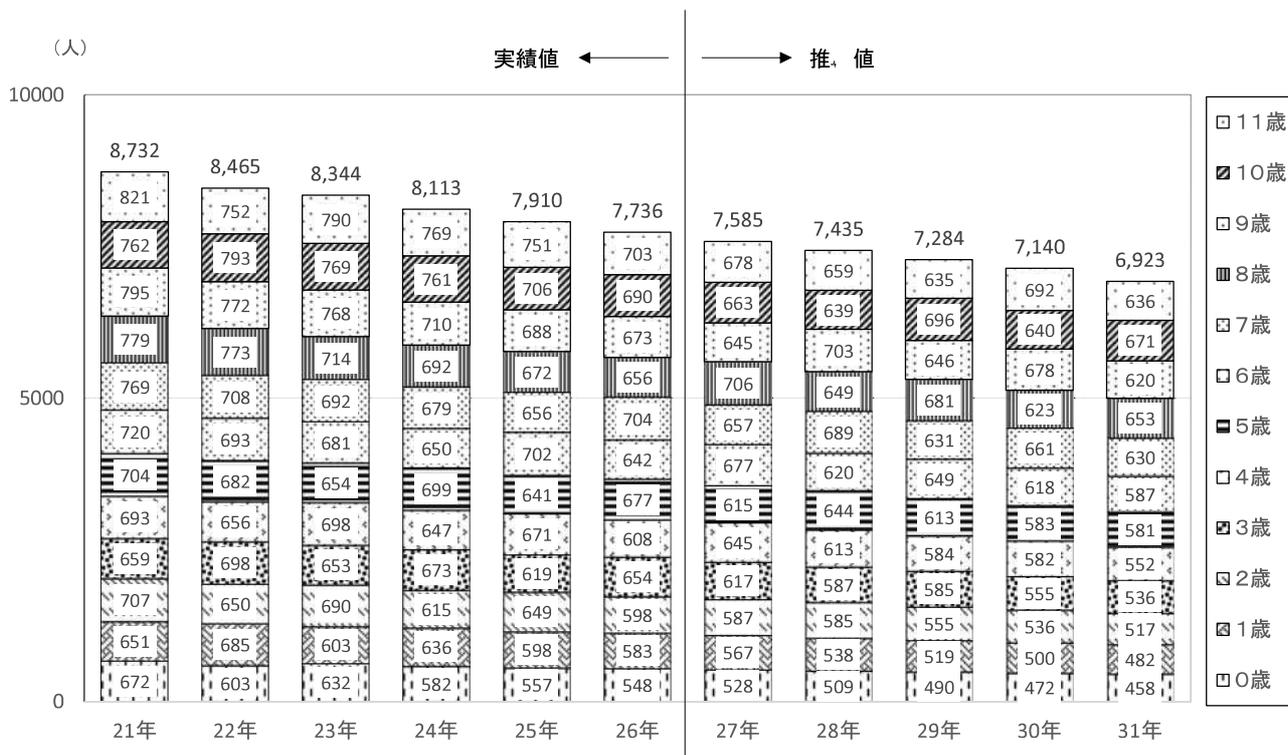
■年齢3区分人口比の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率による推計値

(2) 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数では、平成31年には6,923人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに816人程度児童が減少すると推計しています。



資料：平成22年から平成26年は住居基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率による推定値

第5章

//////
今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

第5章

今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、 就労時間短家庭 等
2号認定	満3歳～就学前	幼稚園（就労している）	幼稚園と保育園を併願する 共働き家庭等特例
	満3歳～就学前	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園＋地域型保育	共働き家庭 等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外	その他の認可外施設、事業所内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		31	30	30	30	30
確保の内容	認定こども園・保育所	39	39	39	39	39
	地域型保育事業	7	7	7	7	7

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		84	82	78	77	74
確保の内容	認定こども園・保育所	84	82	78	77	74
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		43	42	40	38	42
確保の内容	認定こども園・保育所	39	38	38	38	38
	地域型保育事業	4	4	4	4	4

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		170	170	170	170	170
確保の内容	認定こども園・保育所	155	155	155	155	155
	地域型保育事業	15	15	15	15	15

本庄地域（高崎線以南）		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		218	220	224	222	215
確保の内容	認定こども園・保育所	206	208	212	213	216
	地域型保育事業	12	12	12	12	12

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		152	145	139	135	127
確保の内容	認定こども園・保育所	137	144	151	151	151
	地域型保育事業	18	18	18	18	18

③ 満3歳～就学前児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業において、必要な満3歳～就学前児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

本庄地域（高崎線以北）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		275	357	248	353	238	346
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	485	386	485	386	485	386
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		232	343	206	314		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	485	386	485	386		

本庄地域（高崎線以南）		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
必要利用定員総数（人）		345	335	318	309	301	304
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	445	476	445	476	445	476
		H30年度		H31年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
必要利用定員総数（人）		281	288	278	286		
確保の内容	認定こども園・幼稚園・保育所	445	476	445	476		

児玉地域		H27年度		H28年度		H29年度	
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
必要利用定員総数（人）		122	302	104	293	113	280
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	160	424	120	343	120	336
		H30年度		H31年度			
		1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
必要利用定員総数（人）		108	267	104	255		
確保 の 内容	認定こども園・幼稚 園・保育所	120	336	120	336		

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市では、子育て家庭等を支援する事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

① 利用者支援事業【新規】

子どもや保護者に対して、認定こども園・幼稚園・保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

内容の詳細については検討中ですが、本市における子育て家庭の保護者がどのような支援を求めるか見極めたうえで、より多くの人々が有効活用できる支援事業を実施していきます。

●量の見込みと確保方策

単位：箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1	1	1	2	2
確保方策	1	1	1	2	2

② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場で、子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

■現状

子育て支援センターやつどいの広場など、市内8箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
延べ利用親子数	33,333	33,026	32,446

■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センターやつどいの広場で実施し、事業量の確保に努めます。平成27年度から児玉地域で子育て支援センターが新たに1箇所設置となります。

対象者	0～2歳
-----	------

●量の見込み

単位：箇所、人日

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	2	2	2	2	2
延べ利用親子数	15,744	14,412	13,920	13,632	13,428

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	3	3	3	3	3
延べ利用親子数	16,536	16,344	15,828	15,372	14,916

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施施設数	4	4	4	4	4
延べ利用親子数	19,968	19,008	18,300	17,520	16,572

※上記のほか、幼稚園において本庄地域（高崎線以北）で定員160人、本庄地域（高崎線以南）で定員175人、児玉地域で定員30人による子育て支援事業を実施

③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の一環として、妊婦健康診査や超音波検査等を行う事業です。

■現状

埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等において、妊婦健康診査を実施しています。母子健康手帳申請時に、14回の各種検査が受けられるよう受診券・助成券を交付しています。

●妊婦健康診査事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
母子健康手帳交付数	587	613	559
受診券・助成券延べ利用者数	6,800	6,978	6,806

■量の見込みと確保方策

引き続き、埼玉県医師会、埼玉県助産師会と連携し、契約医療機関や契約助産所等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

対象者	すべての妊婦
-----	--------

●量の見込み

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の 見込み	母子健康手帳 交付数	560	570	570	570	570
	受診券・助成券 延べ利用者数	7,000 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,125 (12.5回/1人)	7,239 (12.7回/1人)	7,239 (12.7回/1人)

●確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保方策					
実施体制	個別健診				
実施場所	産科医院等（契約医療機関）				
実施時期 及び検査項目	① 妊娠 8週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、風疹ウイルス抗体検査、B型肝炎抗体検査、C型肝炎抗体検査、HIV検査			
	② 妊娠 12週頃	基本的な妊婦健康診査			
	③ 妊娠 16週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査			
	④ 妊娠 20週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑤ 妊娠 24週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑥ 妊娠 26週頃	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査			
	⑦ 妊娠 28週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑧ 妊娠 30週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌検査			
	⑨ 妊娠 32週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑩ 妊娠 34週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑪ 妊娠 36週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑫ 妊娠 37週頃	基本的な妊婦健康診査、超音波検査、血液検査（血算）			
	⑬ 妊娠 38週頃	基本的な妊婦健康診査			
	⑭ 妊娠 39週頃	基本的な妊婦健康診査			

妊娠 30 週頃までに実施 HTLV-1 抗体検査

妊娠 30 週頃までに実施 性器クラミジア検査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等のご案内を行う事業です。

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
訪問乳児数	—	419	469

■量の見込みと確保方策

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、保健師、助産師により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
-----	--------------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	520	515	510	495	485
確保方策					
実施体制	3人（保健師：専従換算1人、助産師：2人）				
実施機関	健康推進課				

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や関係機関からの連絡等により把握した、養育支援が必要な家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。

■現状

養育のための支援が必要な児童、保護者及び妊婦に対し、市の健康推進課の保健師、助産師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
被訪問実人数	—	155	148
延べ被訪問人数	—	196	263

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去実績と同等の事業量を見込んでいます。引き続き、市の健康推進課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等により必要な事業量の確保に努めます。

対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
-----	--------------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	被訪問実人数	150	155	160	160	160
確保方策						
実施体制		1人（保健師：専従換算1人）				
実施機関		健康推進課				

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

お子さんを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭などの理由により一時的に家庭においてお子さんの養育が困難となった場合等に、市と規約した乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

■現状

市と委託契約した児童養護施設や乳児院5箇所において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業を実施しています。

●子育て短期支援事業の実施状況 単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	5	5	5
実利用人数	1	3	7
延べ利用人数	2	21	26

■量の見込みと確保方策

ニーズ量が過剰に算出されていると判断される（※子どもを預けるのに困難であったことがあると回答したすべての家庭のニーズに含める方法を用いたため）ことから、利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き5箇所の児童養護施設や乳児院で事業を実施し、事業量の確保に努めます。

また、ニーズ量が多く算出されたことを考慮し、幅広く事業の周知を図り、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

対象児童年齢	0～5歳
--------	------

●量の見込みと確保方策 単位：人日、箇所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	32	31	30	29	28
確保方策					
委託施設	5	5	5	5	5
延べ利用数	48	48	48	48	48

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。

■現状

本市では、社会福祉法人本庄市社会福祉協議会へファミリー・サポート・センター事業を委託しています。依頼会員（援助を受けたい人）、援助会員（援助ができる人）、両方会員（援助を受け、また、援助ができる人）に会員登録していただき、事業を実施しています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況 単位：人

	H23年度	H24年度	H25年度
依頼会員登録者数	158	174	185
援助会員登録者数	89	92	98
両方会員登録者数	13	14	18
延べ利用人数	688	1,106	1,316

■量の見込みと確保方策

引き続き、委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。

対象児童年齢	おおむね生後6ヶ月～小学校6年生
--------	------------------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1,400	1,500	1,600	1,600	1,600
確保方策	1,819	1,966	2,125	2,297	2,483

⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

降園時間後も、保護者の都合でお子さんを預ける必要のある方、または、お友だちと遊び足りないお子さんのために、お子さんをお預かりする事業です。

対象児童年齢	3～5歳
--------	------

■現状

本市の幼稚園8か所において、預かり保育を実施しています。

●幼稚園における預かり保育の実施状況 単位：箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	8	8	8
利用延べ児童数			29,761

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	幼稚園と保育園を併願する共働き家庭等特例による利用	2,309	2,281	2,236	2,217	2,030
	共働き家庭等による利用	9,813	9,695	9,507	9,421	8,632
	合計	12,122	11,976	11,743	11,638	10,662
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	12,628	12,628	12,628	12,628	12,628

本庄地域 (高崎線以南)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み	幼稚園と保育園を併願する共働き家庭等特例による利用	4,622	4,267	4,184	3,975	3,931
	共働き家庭等による利用	10,357	9,563	9,376	8,910	8,809
	合計	14,979	13,830	13,560	12,885	12,740
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	15,260	15,260	15,260	15,260	15,260

児玉地域		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	幼稚園と保育園を併願する共働き家庭等特例による利用	115	115	115	115	115
	共働き家庭等による利用	2,899	2,899	2,899	2,899	2,899
	合計	3,014	3,014	3,014	3,014	3,014
確保方策	一時預かり事業(在園児対象型)	4,592	3,444	3,444	3,444	3,444

⑧-2 一時預かり事業②(在園児以外を対象とする一時預かり)

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

■現状

本市の保育所(園)8か所において、一時預かり事業を実施しています。

●一時預かり事業(在園児以外を対象)実施状況 単位:箇所、人日

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	7	7	8
利用延べ児童数	2,169	1,912	2,852

■量の見込みと確保方策

引き続き、継続実施し、利用機会の拡充を図るため広報啓発に努めます。委託によりファミリー・サポート・センター事業を実施します。事業の利用者数が年々増加していることから、今後も援助会員の増加を図り、事業量の確保に努めます。

対象児童年齢	0~5歳
--------	------

●量の見込みと確保方策

単位：人日

本庄地域 (高崎線以北)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		2,790	2,575	2,493	2,443	2,389
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	126	126	126	126	126
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	2,526	2,526	2,526	2,526	2,526

本庄地域 (高崎線以南)		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		4,715	4,643	4,498	4,366	4,237
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	178	178	178	178	178
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	6,418	6,418	6,418	6,418	6,418

児玉地域		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
	ファミリー・サポート・ センター事業(病児緊急 対応強化事業を除く)	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
	合計	9,640	9,640	9,640	9,640	9,640

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■現状

本市では、市内計19か所において、小学校に入学しているおおむね10歳未満の児童で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
設置数	16	18	19
入室児童数			
小学1～3年	548	558	571
小学4～6年	117	143	164

■量の見込みと確保方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。さらに、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、小学校区を基本とした12の区域ごとに必要な事業量を見込むこととしました。

市内19か所のクラブにおいては引き続き事業を実施し、平成27年度から新たに2箇所設置となります。ニーズ量の推移を見ながら必要に応じて定員の拡大を図ることで、事業量を確保します。

対象児童年齢	1～6年生
--------	-------

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
本庄東小学校区					
量の見込み	78	76	75	72	71
確保方策	80	80	80	80	80
本庄西小学校区					
量の見込み	69	69	69	69	69
確保方策	69	69	69	69	69
藤田小学校区					
量の見込み	40	40	40	38	33
確保方策	25	25	40	40	40

仁手小学校区						
量の見込み	47	43	47	57	53	
確保方策	47	47	47	60	60	
旭小学校区						
量の見込み	127	125	111	101	91	
確保方策	104	104	104	104	104	
北泉小学校区						
量の見込み	69	73	78	84	88	
確保方策	100	100	100	100	100	
本庄南小学校区						
量の見込み	52	51	54	57	57	
確保方策	71	71	71	71	71	
中央小学校区						
量の見込み	85	86	89	90	87	
確保方策	97	97	97	97	97	
児玉小学校区						
量の見込み	104	102	103	108	107	
確保方策	119	119	119	119	119	
金屋小学校区						
量の見込み	60	58	56	52	51	
確保方策	47	47	55	55	55	
秋平小学校区						
量の見込み	44	44	38	42	48	
確保方策	48	48	48	48	48	
共和小学校区						
量の見込み	49	49	49	46	46	
確保方策	56	56	56	56	56	

※上記のほか、幼稚園において本庄東小学校区で定員25人、本庄西小学校区で定員20人、北泉小学校区で定員15人による学童保育事業を実施

⑩ 延長保育事業

通常の保育時間の前又は後に保育園が在園児をお預かりする事業です。

■現状

本市では、17か所の保育園において、通常保育時間（11時間）の前後の時間について、延長保育事業を実施しています。

●延長保育の実施状況

単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	17	17	17
利用実人数	未集計	832	580
延べ利用人数	50,876	36,595	36,496

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、引き続き市内17箇所の保育園における延長保育事業の実施を推進し、事業量の確保に努めます。

対象児童年齢	0～5歳
--------	------

●量の見込み

単位：人

本庄地域（高崎線以北）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	360	342	332	328	310
確保方策	430	430	430	430	430

本庄地域（高崎線以南）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	404	387	378	361	356
確保方策	725	725	725	725	725

児玉地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	89	86	82	79	75
確保方策	415	415	415	415	415

⑪ 病児・病後児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病中または病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者が勤務等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

■現状

本市では、病児・病後児保育事業について計2箇所の施設で実施しています。

●病児・病後児保育の実施状況 単位：箇所、人

	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2
利用延べ人数	78	165	129

■量の見込みと確保方策

当面は、引き続き現状の施設において病児・病後児保育事業を実施します。

対象児童年齢	0～5歳
--------	------

●量の見込みと確保方策 単位：人日

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	922	888	854	820	820
確保方策					
病児	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病後児	700	700	700	700	700

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保方策

国が示す具体的内容を踏まえて、実施時期・実施内容等を決定します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

■確保方策

利用者ニーズに対して供給量の不足が生じるなど、特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要であると認められた場合に実施時期・実施方法等について検討します。

関連施策の展開

1 地域における子育ての支援

待機児童対策を継続するとともに、新制度のもと、既存の保育・教育資源を活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。

女性が妊娠、出産によって離職することがないように、ワーク・ライフ・バランスの啓発を引き続き行い、職場での理解を深めて仕事と子育ての両立支援を推進します。

子育て家庭の孤立を防ぐために、多くの人とのつながりを深める場の提供や不安、悩みの相談にのってくれる地域の人たちの育成、連携を図ります。

(1) 特定教育・保育施設等の推進体制の確保と子育て支援サービスの充実

①保育サービスの充実

・通常保育事業の充実

保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図っていきます。

・延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。

・休日保育の検討

休日（日曜・祝日）の保育体制（公立・私立）を検討していきます。

・障害児保育の充実

家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受入保育園に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。

・一時預かり事業

保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行っていきます。

・私立幼稚園預かり保育事業

正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりと保護者のニーズに対応できるように努めています。

・特定保育事業

保護者の就労形態が短時間、週に数日等で決まった日時のみ保育を必要とする児童を対象に保育を行っていきます。

・病後児保育事業

病気回復期にあり、保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。

・ファミリーサポートセンター事業

保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等

会員同士の育児に関する相互援助活動を支援していきます。

・放課後児童健全育成事業の充実

保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。

・ショートステイ事業

保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。

・民間保育所運営改善等助成事業

児童の処遇改善や低年齢児等の入所促進を目的とした、十分な人材を確保するための雇用に係る経費等を助成します。

・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業を図ります。

・保育所地域活動事業

地域の親子や高齢者と保育所の子どもたちが、餅つきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図ります。

・保育所施設整備助成事業

園舎の新築等の整備に対して助成します。

・私立幼稚園振興補助事業

私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。

・パパ・ママ応援ショップ事業

中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配布する応援ショップ事業を、県と協同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。

・赤ちゃんの駅事業

乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困った時に気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクを作るお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。

②相談・情報提供の充実

・利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行う事業です。

・地域子育て支援センター事業

子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

- ・私立幼稚園子育て支援事業

子育て家庭を対象に就園前幼児との交流や相談による支援を行っています。

- ・つどいの広場事業

主に乳幼児（0歳～3歳）を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。

- ・保育サービスに係る情報提供

保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

- ・子育て総合支援窓口の充実

子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。

- ・子育て情報誌の提供

子育て情報を集約した「子育てガイド」を、妊娠届等の際に配布するとともに、各関連施設に配置し、また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。

- ・市長への手紙

子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。

③経済的支援の推進

- ・児童手当・子ども手当支給事業

児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。子ども手当は、0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的としています。

- ・子ども医療費支給事業

0歳から中学校終了前の児童のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。

- ・未熟児養育医療費支給事業

指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度。県からの権限移譲により平成25年4月から本庄市の事業となった。

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が

- ・保育所就園支援

保護者の経済的負担軽減のため、国の基準額に対し保育料の軽減を継続していきます。

- ・私立幼稚園就園奨励費補助事業

子どもを幼稚園に通園させている家庭の所得に応じて保育料等の減免措置を行う園に対し、補助金を交付し就園の促進を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進

①仕事と生活の調和の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発

ワーク・ライフ・バランスの事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行っていきます。

- ・男女共同参画の推進

一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、共に協力し、社会のさまざまな分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。

- ・労働時間の短縮

労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動に共に参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。

- ・男性の育児休業取得の推進

男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員に対する啓発を図ります。

- ・事業所内のワーク・ライフ・バランスの周知

事業所における次世代育成支援行動計画策定の啓発を行っていきます。

- ・ハローワークの求人情報の提供

ハローワーク本庄で発行している求人情報を庁舎・支所等に配置し、就業希望する市民に対して情報提供を行います。

- ・内職情報提供

家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。

- ・労働法律相談事業

仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。

- ・資格・技術取得情報の提供

有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。

(3) 子育て支援のネットワークの充実

①地域の子育て支援のネットワークづくり

- ・子育てサークル等への活動の支援

子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。

- ・子育て支援ネットワークの充実

子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関他地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。

- ・主任児童委員定例会議

児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。

- ・本庄市民生委員・児童委員協議会

児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員とし

ての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

虐待を発見した際の情報の共有とその後の迅速な対応を多方面から行っていくために他の機関との連携を図っていきます。また、支援にあたる職員の専門的技術の向上を図ります。

今後とも居所不明児の情報収集に努め、そのような児童を作らないよう総合的な支援体制を充実します。

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定だけでなく心の安らぎやゆとりを持てるよう親身な支援を行います。

医療の進歩等により障害を早期に発見、対応できるようになりますが、家族が障害を受け止めることは容易ではありません。そのような家族に寄り添い、子どもの成長に合わせて適切な支援を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

①児童虐待防止対策の充実

・家庭児童相談事業

家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。

・本庄市要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。

・一時預かり事業（再掲）

・ショートステイ事業（再掲）

・地域子育て支援センター事業（再掲）

・つどいの広場事業（再掲）

(2) ひとり親家庭等の支援体制の充実

①ひとり親家庭の支援体制の充実

・母子生活支援施設への入所

様々な事情や、最近多くみられる、家庭内暴力等により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子を支援施設へ入所・保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。

・ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

中学校入学予定の児童を養育しているひとり親家庭の親に対し入学準備に必要な経費の一部を助成し費用負担の軽減を図るための県の事業で、市が申請の受付を行います。制度の周知、利用の促進に努めます。

- ・母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受付を行い、また、制度の周知を図ります。

- ・特定者用JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当受給者（含同一世帯員）がJR定期乗車券割引制度利用の際に申請受付及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。

- ・ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親家庭に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。

- ・児童扶養手当支給事業

母子家庭等の生活の安定を図るために児童扶養手当の支給を行います。

- ・母子家庭自立支援給付金等支給事業

母子家庭の母が職業能力を開発し就業に結び付け経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する場合、講座受講料の一部や修学促進費を支給します。

- ・家庭児童相談事業（再掲）

（3）障害児施策の充実

①障害児施策の充実

- ・個別相談・教室・巡回支援等

発達障害児や発達に課題のある子どもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、子どもの発達を促すための支援をしていきます。

- ・早期療育充実に向け関係機関との連絡調整

発達障害児や発達に課題のある子どもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、子どもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。

- ・障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント

障害がある児童または障害の可能性のある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて障害福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが連携しつつ総合的に相談して、児童と保護者を支援していきます。

- ・障害者手帳の取得

児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳または療育手帳の取得を勧めていきます。

- ・障害者手当の給付

重度障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担の軽減のため、次の手当を支給します。

①障害児福祉手当（常時介護が必要な重度障害がある児童）

②在宅重度心身障害者手当（障害児福祉手当が支給外の重度障害がある児童＝身体障害者手帳1～2級、療育手帳④、Aの所持者）

- ・用具の給付

障害がある児童に、必要な補装具及び日常生活用具を支給し、障害の更生と日常生活の自立を図っていきます。

- ・重度心身障害者医療費の支給

重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を医療費として支給していきます。(対象者＝身体障害者手帳1～3級、療育手帳㊤・A・Bを所持する児童)

- ・障害児通所支援の利用

障害がある児童または発達に問題があると思われる児童に、必要な訓練を提供する障害児通所支援の利用を促進して、障害の更生、発達の援助を図ります。

- ・在宅福祉サービスの利用

様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。

①児童居宅介護 ②児童短期入所 ③心身障害児(者)生活サポート事業。

- ・障害児入所支援の利用

重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活支援)のための支援を行い、障害の更生を推進していきます。

- ・家庭児童相談事業(再掲)

3 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や健診等の充実を図り妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない育児支援に取り組みます。

偏った栄養摂取、食生活の乱れ肥満など、子どもの健康が損なわれております。子どもたちが食に関する正しい知識と習慣を身につけられるように取り組みます。

合法ドラッグ、脱法ハーブなどと称して販売されている危険ドラッグについての正しい知識の普及と啓発を図ります。

休日の子どもの病気に対応する地域医療、救急をともなう緊急医療、それぞれの医療体制の機能強化を図るため、各医療機関との連携を図ります。

(1) 子どもや母親の健康の確保

①子どもや母親の健康の確保

- ・妊婦健康診査

妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やHIV検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査の実施を進めていきます。

- ・乳幼児健康診査

「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を持つ親への支援として実施します。受診後のフォロー体制を整備していきます。

- ・乳幼児健康相談

「10か月児健康相談」、「2歳児健康相談」、「すくすく相談」、「電話相談」保健師・看護師・栄養士による個別相談や母子関係形成に向けての集団指導を実施します。

・乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談

「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康相談」、「3歳児健康診査」の際、同時に実施します。乳幼児の歯科健診やブラッシング指導を個別、または集団指導の形で行い健康の維持増進を図ります。また、フッ素塗布の実施を検討していきます。

・未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問

出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行います（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。

・養育支援訪問事業

関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施していきます。

・両親学級「おや親タマゴ」

妊娠・出産について学ぶことで安心して出産にのぞめるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。

・育児学級「コアクラス」

身体的にも精神的にも成長発達が著しい6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、からだやことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行っていきます。

（2）「食育」の推進

①「食育」の推進

・保育所における「食育」の推進

保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。

・学校教育における「食育」の推進

学校教育課程において給食指導や教科等を通して子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせていきます。

（3）思春期保健対策の充実

①思春期保健指導の充実

・薬物乱用防止教室事業

学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。

・学校保健委員会事業

学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。

（4）医療支援の充実

①小児医療の充実

・休日急患診療所運営事業

本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。

・在宅当番医制運営事業

本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。

- ・第二次救急医療病院輪番制運営事業

比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。

- ・小児二次救急運営事業

熊谷、深谷、児玉の各救急医療圏が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。

- ・小児救急医療後方支援事業

小児二次救急診療業務の空白日対応について、深谷市と児玉郡市で協定を結び深谷赤十字病院及び熊谷総合病院で実施していきます。

- ・小児初期救急運営事業

平日夜間の初期救急の確保や、二次救急維持の観点から、本庄総合病院と協定を結び、小児初期救急の場として木曜日の夜間診療を行います。

4 豊かな心を育む教育環境の整備

子育て中の親を対象とした親が親として育ち力をつけるための学習と近い将来、親となる世代を対象とした親になるための学習があります。子どもたちが日々成長するように、親もひとつずつ学んでいけばよいとの考えを手引書と手帳に基づいて推進します。

子どもたちが自分の良さや可能性を大切に、健やかな心を育みながら他者に対する思いやりを養えるよう、施策を推進します。

様々な活動を通して人とかかわりを持つことや、自然などに触れる機会を増やすことで、子どもたち豊かな情緒を育てます。

(1) 親の学習推進

①親の力の向上

- ・親の学習推進事業

子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。

(2) 児童の健全育成

①児童の健全育成

- ・青少年健全育成事業

地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。

- ・児童センター運営事業

子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。また、つどいの広場や子育てサロン等も開催されており、子育て支援の地域拠点としての機能も果たしています。

・本庄市国際交流協会への補助事業

市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、異文化の相互理解を深め、世界の人々の友好親善を図るとともに、世界に開かれたまちづくりのために、市民の国際認識や国際理解を高めていく取り組みを支援しています。

・おはなし会

就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜にボランティアと連携し児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。

・ビデオ上映会

就学前児童親子や小学校低学年を対象に、毎月第3土曜日に世界や日本の名作ビデオの上映会を実施します。

・子ども体験教室

市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。また、夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。

(3) 子どもの健やかな成長を支える教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

・教育機器の整備充実

情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小・中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。

・特別支援教育の充実

発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。

・IT教育の充実

教職員研修を実施し実践的なIT活用指導力の向上を図り、あらゆる教科でのIT活用を推進します。

・学習サポート事業

35人以上の学級が、一定数以上ある小学校に学習支援員を配置し、担任と協力し、授業のサポートを行います。

② 豊かな心の育成

・総合的な学習時間の支援

早稲田リサーチパークや社会福祉協議会との連携をはかりながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の分野において、小・中学校への支援を行なっていきます。

・中学生社会体験チャレンジ事業

生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。

・地域ふれあい講演会

地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。

・こども環境教室

川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。

・青少年平和学習事業

今後の社会を担う中学生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことにより、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てることを目的として、市内の公立4中学校の2年生を対象とした青少年平和学習を実施しています。

・中学生まちづくり議会

未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。

・ふれあい教室の充実

ふれあい教室では、不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をし、社会性を身に付けさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。

③健やかな体の育成

・定期健康診断事業

市内小中学校において、児童生徒の心とからだについて、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。

・就学時健康診断事業

小学校新一年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。

④信頼される学校づくり

・学校評議員制度の導入

学校・家庭・地域が連携し開かれた学校を目指し、学校評議員を設置しています。学校は、保護者や地域住民、その他関係者の理解を深めるとともに連携及び協力の推進を依頼しています。

・幼保小交流会研修会

幼稚園・保育所と小学校の職員が一堂に会し、子どもの発達をふまえ、幼児教育から学校教育への円滑な移行を推進するため、達成目標の協議等の研修を実施します。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

・子育て支援講座開催事業

子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらったり、仲間づくり等により子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

・本庄市立小学校PTA家庭教育学級

市内公立小学校を会場に、主にPTA会員を対象として各種の講座を開催するPTA家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。

・本庄市立中学校開放講座

市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。

・ブックスタート事業

保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配布により家庭における幼児の健全育成を図ります。

② 地域の教育力の向上

・スポーツ・レクリエーション教室の開催

市民が求めるスポーツを行なう場所と機会を提供するため、本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市スポーツ推進員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。

・スポーツ少年団の育成

少年たちの自由時間活動を、スポーツを中心とした活動で青少年期における人間形成を主眼とし、健康なからだところを育てることを目的とするスポーツ少年団の育成を図ります。

・老人クラブ活動育成事業

市民のだれもが老後を健康でいきいき暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを行って、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。

・市民総合大学推進事業

市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。

5 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

家族で安心して暮らすことができる住宅の確保は、親と子どもにとって安らぎを与えます。また、公園の整備は生活にゆとりを与えて、子どもの安全な遊び場の確保となります。

今後とも居住環境の確保と整備を図ります。

児童が交通事故にあわないように、積極的な指導を行い交通安全に対する認識を深めていきます。

学校、警察、保護者、地域住民が、子どもたちを犯罪の被害から守っていく体制の構築と連携を図っていきます。また、犯罪が起きないような街づくりを進めて、市民が行うパトロールや講習会の普及啓発活動を支援します。

（1）良質な住宅及び良好な居住環境の確保

①良質な住宅の確保

・市営住宅運営事業

良質で低廉な市営住宅の供給を行います。

②良好な居住環境の確保

・シックハウス対策

化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないように建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止

します。

・本庄市都市計画マスタープランの推進

「未来と田園が織りなす生活交流拠点の創造ーくらしイキイキ本庄だがね」を都市づくりのテーマとして、子育て家庭をはじめ全ての市民が安心、安全、快適に住み続けられる住宅地の形成を目指します。

・公園整備事業

市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。

・公園・緑地維持管理事業

安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。

・児玉都市計画事業

安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。

・児玉南土地地区画整理事業

安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行います。

・バリアフリー推進事業

歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。

(2) 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進

① 交通安全教育の推進

・交通指導員の配置

主に児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。

・交通安全教室の実施

児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。

・交通安全推進団体への交付金の交付

交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。

・チャイルドシート装着・普及促進

チャイルドシートの重要性を呼びかけ装着の促進を図るため、街頭での啓発活動等を実施します。

・中学生スケアードストレート交通安全教室の実施

中学生による自転車人身事故の増加から、市内の4中学校を対象に自転車安全利用を目的として、スタントマンによる交通事故の再現・実感することで、危険行為を未然に防ぎ交通ルール遵守を目的に、2か年で順次実施する。

② 安全な交通環境づくり

・バリアフリー推進事業（再掲）

・放置自転車対策の推進

駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。

・交通安全施設設置事業

道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民か

ら寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察へ要望します。

- ・道路改良事業

狭隘道路や生活道路について、年次計画を立てて用地買収を行い、側溝等を整備し拡幅工事を行うことにより、通行の安全を図ります。

- ・道路舗装事業

幹線道路の安全性を確保することや生活道路の舗装を行うことにより、通行の安全を図ります。

- ・側溝改良事業

雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりを図ります。

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・保護者・地域との連携による防犯活動の推進

雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりを図ります。

- ・不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止

児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成しており、これらのマニュアルをもとに研修を行ない、犯罪被害の防止に努めます。

- ・防犯体制の充実

警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守ります。

- ・市民による防犯活動の推進

子どもをはじめ市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動を支援します。

- ・防犯灯設置事業の推進

夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。

- ・CAP事業の推進

人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育園などの関係機関と連携し検討していきます。

第6章

/////////
計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

計画の推進については、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報ほんじょう、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

2 役割分担と連携強化

(1) 行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと本計画の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

(3) 地域との連携

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援など、支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体が連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

(4) 職場との連携

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等が求められます。

(5) 関係機関との連携

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるようにします。

3 計画の進捗・管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

さらに「計画⇒実施⇒検証・評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」を住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

【点検・評価の手順】

